令和5年4月より 林地開発審査基準が改正されました!

- 主な改正の内容
- 1. 申請書に次の書類の添付が必要
- ▶資力・信用があることを証する書類
- ▶防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 2. 技術的基準の変更
- ★ 技術的基準は令和6年4月 | 日以降の許可申請に適用されます
- ▶流出土砂量の算出係数 200~400㎡/年⇒200、400、600㎡/年
- ▶排水の設計雨量強度 10年確率⇒保全対象がある場合20、30年確率
- ▶調節池の設計雨量強度 30年確率⇒必要と認められる場合50年確率
- > 調節池の余水吐の設計雨量強度 100年確率⇒200年確率
- > 設計雨量強度に気候変動を踏まえた降雨量変化倍率の適用を追加
- > 仮設防災施設の設置について本設同様に設計し明示することを追加
- > 完了後の防災施設の維持管理方法について明示することを追加
- 3. 中間確認・完了確認
- ▶調節池等の主要な防災施設を先行設置し、設置を県が中間確認するまでは他の開発行為を行わないこと、埋設施設は県が視認で中間確認できるよう中間報告を行うことを追加
- ▶緑化措置について、植生が定着しないおそれがある場合、県は一定期間の経過観察の上で完了確認を行うことができる旨を追加
- ※ 技術的基準以外は令和5年4月1日以降の許可申請に適用されます